

○金融庁告示第 号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準を次のように定める。

平成二十六年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準

目次

- 第一章 定義（第一条）
- 第二章 連結流動性カバレッジ比率（第二条―第七条）
- 第三章 単体流動性カバレッジ比率（第八条）
- 第四章 適格流動資産

第一節 流動資産の定義（第九条―第十三条）

第二節 運用上の要件（第十四条―第十七条）

第五章 資金流出

第一節 資金流出額（第十八条）

第二節 リテール無担保資金調達に係る資金流出額（第十九条―第二十五条）

第三節 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額（第二十六条―第三十一条）

第四節 有担保資金調達等に係る資金流出額（第三十二条・第三十三条）

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流出額（第三十四条―第四十四条）

第六節 資金調達プログラムに係る資金流出額（第四十五条）

第七節 与信・流動性ファシリティに係る資金流出額（第四十六条・第四十七条）

第八節 資金提供義務に基づく資金流出額（第四十八条）

第九節 偶発事象に係る資金流出額（第四十九条―第五十三条）

第十節 その他資金流出額（第五十四条―第六十条）

第六章 資金流入

第一節 資金流入額（第六十一条）

第二節 有担保資金運用等に係る資金流入額（第六十二条・第六十三条）

第三節 貸付金等の回収に係る資金流入額（第六十四条・第六十五条）

第四節 有価証券償還に係る資金流入額（第六十六条）

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流入額（第六十七条）

第六節 その他資金流入額（第六十八条―第七十三条）

附則

第一章 定義

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 連結子法人等 銀行の子法人等（銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第四条の二第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）であつて、銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が相当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金

融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に規定する銀行の連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれる者をいう。

二 基準日 次条に規定する連結流動性カバレッジ比率又は第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率の算出の際に基準とする日をいう。

三 適格レベル1資産 レベル1資産（第九条第一項に規定するレベル1資産をいう。第六号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

四 適格レベル2 A資産 レベル2 A資産（第十条第一項に規定するレベル2 A資産をいう。第六号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

五 適格レベル2 B資産 レベル2 B資産（第十一条第一項に規定するレベル2 B資産をいう。次号において同じ。）に該当するものであって、運用上の要件を満たすものをいう。

六 流動資産 レベル1資産、レベル2 A資産及びレベル2 B資産を総称したものをいう。

七 運用上の要件 第十五条に規定する自由処分性、第十六条に規定する管理の適正性及び第十七条に規定する自由移動性をいう。

- 八 有価証券 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利並びに譲渡性預金（金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条第一号に規定する譲渡性預金をいう。第四十一号において同じ。）をいう。
- 九 中央銀行等 日本銀行及び外国中央銀行等（日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第四十条第一項に規定する外国中央銀行等をいう。第三十三条において同じ。）をいう。
- 十 レポ形式の取引等 担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（中央銀行有担保資金調達を除く。）をいう。
- 十一 中央銀行有担保資金調達 中央銀行等との間で行われる担保付きで行う有価証券の貸借取引及び有価証券の買戻又は売戻条件付売買その他これらに類するもの（有価証券に該当しない資産を用いる取引を含む。）をいう。
- 十二 受入資産 レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達において、銀行又は連結子法人等が取引相手方から受け入れている資産をいう。

十三 差入資産 レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達において、銀行又は連結子法人等が取引相手方に差し入れてある資産をいう。

十四 適格流動資産 適格レベル1資産、適格レベル2 A資産及び適格レベル2 B資産を総称したものをいう。

十五 銀行券 日本銀行法第四十六条第二項に規定する日本銀行券及び外国の銀行券をいう。

十六 中央政府 日本政府及び外国政府をいう。

十七 中央政府以外の公共部門 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

イ 我が国の地方公共団体

ロ 地方公共団体金融機構

ハ 我が国の政府関係機関（自己資本比率告示第六十一条第一項に規定する我が国の政府関係機関をいう。）

ニ 土地開発公社

ホ 地方住宅供給公社

へ 地方道路公社

ト 外国の中央政府以外の公共部門（自己資本比率告示第一条第三十六号へに規定する外国の中央政府以外の公共部門をいう。）

十八 リスク・ウェイト 自己資本比率告示第六章第二節に定める標準的手法（自己資本比率告示第一条第八号に規定する標準的手法をいう。）におけるリスク・ウェイトをいう。

十九 金融機関等 金融機関（自己資本比率告示第一条第七号に規定する金融機関をいう。）若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、流動性に係るリスク管理の観点から重要性が低いと認められる者を除く。）をいう。

二十 子会社 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。次号において「財務諸表等規則」という。）第八条第三項に規定する子会社をいう。

二十一 関連会社 財務諸表等規則第八条第五項に規定する関連会社をいう。

二十二 流動性ストレス時 銀行若しくは連結子法人等固有又は市場全体の要因により、銀行又は連結子

法人等の資金の流出及び資金調達能力の低下が顕著な規模で生じている状態が継続する場合をいう。

二十三 デリバティブ取引等 金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引、同条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引その他これらに類するもの（選択権付債券売買（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百八条第一項第九号に規定する選択権付債券売買をいう。）を含む。）をいう。

二十四 担保掛目 デリバティブ取引等に係る契約における担保又はレポ形式の取引等若しくは中央銀行有担保資金調達に係る契約における差入資産若しくは受入資産の種類ごとに契約において定められた利率であつて、資産の時価又は額面額に乗じて当該契約における担保価値を算出するためのものをいう。

二十五 適格格付機関 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等に基づき、金融庁長官が別に定める格付機関及び適格格付機関の格付に対応するものとして別に定める区分（平成十九年金融庁告示第二十八号。以下「適格格付機関告示」という。）第二条各号に掲げる格付機関をいう。

二十六 長期個別格付 適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であつて、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超える債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十七 短期個別格付 適格格付機関により特定の債務に付与された格付（非依頼格付を除く。）であつて、期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものをいう。

二十八 個別格付 長期個別格付及び短期個別格付を総称したものをいう。

二十九 債務者信用力格付 適格格付機関により付与された債務者の一般的な返済能力に関する格付（非依頼格付及び期限が一年又はこれに準ずるものとして適格格付機関が定める期間を超えない債務が履行される確実性を示すものを除く。）をいう。

三十 カバード・ボンド 次に掲げる要件の全てを満たす債券をいう。

イ 法令に基づき、その保有者を保護するために中央政府、中央銀行等又は中央政府以外の公共部門の監督に服していること。

ロ 法令に基づき、その発行代わり金を次に掲げる要件の全てを満たす資産に投資することが求められるものであること。

(1) 当該債券が有効に存在している間、これに付随する請求権を補填することが可能であること。

(2) 当該債券の発行者に債務不履行が生じた場合には、当該債券の元本及び利息を優先的に返済するために用いることが可能であること。

三十一 コマーシャル・ペーパー 金融商品取引業等に関する内閣府令第七十七号第一項第四号イに規定するコマーシャル・ペーパーその他これに類するもの（外国において発行されたものを含む。）をいう。

三十二 過去の流動性ストレス期 過去において発生した状況であつて、流動性ストレス時に準ずるものが三十日間継続していた場合をいう。

三十三 過去の市場流動性ストレス期 過去の流動性ストレス期のうち、市場における流動性の逼迫が顕著な規模で生じていたと認められるものをいう。

三十四 内部格付手法 自己資本比率告示第一条第十二号に規定する内部格付手法をいう。

三十五 内部格付手法採用行 自己資本比率告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。

三十六 ㊦ 自己資本比率告示第一条第四十八号に規定する㊦をいう。

三十七 金融商品 金融資産、金融負債及びデリバティブ取引等に係る契約を総称したものをいう。

三十八 住宅ローン債権 債務者が自己居住目的又は賃貸に供する目的で土地又は住宅を購入する際に必

要とする資金の貸付けに係る債権をいう。

三十九 資産証券化商品等 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号に規定する

資産証券化商品及び同号へ又はトに掲げる要件を満たすもの並びにこれらに準ずる性質を有する金融商品
品をいう。

四十 住宅ローン担保証券 資産証券化商品等であつて、住宅ローン債権を原資産（金融商品取引業等に
関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イ(1)に規定する原資産をいう。）とするものその他これに
類するものをいう。

四十一 預金等 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第二項に規定する預金等その他これ
に類するもの（譲渡性預金に該当するものを除く。）をいう。

四十二 リテール預金 個人（個人事業者（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第二項に規定する事業者である個人をいう。次号において同じ。）を除く。以下同じ。）から受け入れた預金等をいう。

四十三 事業法人等 法人、個人事業者その他これらに準ずるもの（法人でない社団又は財団を含み、金融機関等に該当するものを除く。）をいう。

四十四 中小企業等 銀行又は連結子法人等に預け入れた預金等の額の合計額が一億円未満であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たす事業法人等をいう。

イ 銀行又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等（資金の貸付け、社債の引受け、デリバティブ取引等その他の方法による信用供与又は出資をいう。以下この号において同じ。）を行つており、かつ、当該信用供与等が、次の(1)又は(2)に掲げる銀行の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるものに該当するものであること。

(1) 内部格付手法採用行 自己資本比率告示第一条第四十号に規定するその他リテール向けエクスポ

ージャー

(2) 標準的手法採用行（自己資本比率告示第一条第十号に規定する標準的手法採用行をいう。第十三条第四項において同じ。） 自己資本比率告示第六十八条第一項の中小企業等向けエクスポージャ
ー（同項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）

ロ 銀行又は連結子法人等が当該事業法人等に対して信用供与等を行っておらず、かつ、当該事業法人等から受け入れた預金等が、当該預金等と同様の性質を有する預金等と一括して管理されていること。

四十五 中小企業等預金 中小企業等から受け入れた預金等をいう。

四十六 負債性有価証券 社債券その他の金銭債権が表示された有価証券であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済又は義務の履行（ロ及び第五十五号において「債務の弁済等」という。）の日が到来するもの

ロ 債務の弁済等の日の定めがないものであって、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行つた場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの

ハ 銀行又は連結子法人等が任意に期限前弁済等（期限前弁済（期限のないものについての弁済を含む。

）又は期限前償還（期限のないものについての償還を含む。）をいう。以下ハ及び第五十五号ハにおいて同じ。）を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

四十七 リテール負債性有価証券 負債性有価証券であつて、取得及び保有できる者が個人又は中小企業等に限定されるものをいう。

四十八 リテール無担保資金調達 リテール預金、中小企業等預金又はリテール負債性有価証券による資金の調達をいう。

四十九 預金保護 保険金の支払、預金等債権の買取り、資金の援助、政府による保証その他の方法による預金等の保護をいう。

五十 預金保険制度 預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施する制度又は預金等を受け入れる金融機関等が預金等の払戻しを停止した場合に預金保護を行う外国の制度をいう。

五十一 安定的定期預金 銀行又は連結子法人等が受け入れている預金等であつて、次のいずれかに該当

するものをいう。

イ 基準日から当該預金等に係る契約において定める預入期間の末日までの期間が三十日を超えるものであつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 基準日から三十日を経過する日までの間において、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等（預金者その他の預金等に係る債権者をいう。以下この号及び第二十条において同じ。）が当該預金等の払戻しを請求することができないもの（当該期間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

(2) 当該預金等に係る契約において、預金者等が当該預金等の全部又は一部を解約しようとする場合に、当該全部又は一部の解約により預金者等に生じる損失を著しく上回る額の手数料、違約金その他これらに類するものの支払が求められるもの

ロ 預入期間の定めがなく、かつ、当該預金等の払戻しを行う日から一定期間（(1)において「通知期間」という。）前までに預金者等から払戻しの請求を行った場合に限り銀行又は連結子法人等が当該請求に応じることが当該預金等に係る契約に定められているものであつて、次のいずれかに該当するもの

の

(1) 通知期間が三十日を超える預金等であつて、通知期間より前に預金者等が預金等の払戻しの請求を行わない限り、法令又は当該預金等に係る契約に基づき預金者等が当該預金等の払戻しを受けることができないもの（法令の規定又は当該預金等に係る契約の定めにかかわらず、預金者等が預金等の払戻しの請求を行った日から三十日を経過する日までの間において預金者等による払戻しの請求に実際に応じているものを除く。）

(2) イ(2)に掲げるもの

五十二 リテール安定的定期預金 リテール預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。

五十三 中小企業等安定的定期預金 中小企業等預金のうち安定的定期預金に該当するものをいう。

五十四 ホールセール資金調達 個人又は中小企業等以外の主体に対する債務若しくは義務（デリバティブ取引等に関する義務を除く。）又は負債性有価証券（リテール負債性有価証券を除く。）に基づく資金の調達をいう。

五十五 ホールセール無担保資金調達 ホールセール資金調達のうち次のいずれかに該当するもの（レポ

形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達に該当するものを除く。)をいう。

イ 基準日から三十日を経過する日までの間に債務の弁済等の日が到来するもの

ロ 債務の弁済等の日の定めがないものであつて、債権者が債務者に対して債務の弁済等の請求を行つた場合に、基準日から三十日を経過する日までの間に債務者が当該債務の弁済等を行わなければならないことが契約において定められているもの

ハ 銀行又は連結子法人等が任意に期限前弁済等を行うことができるもののうち、基準日から三十日を経過する日までの間に期限前弁済等を行う蓋然性が高いと認められるもの

五十六 コルレス銀行業務 他の金融機関等から受け入れた預金等について、外国為替取引の決済のための支払等を行う業務をいう。

五十七 ファンド 金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出した金を充てて行う事業を営む事業体その他これに準ずる者(これらに準ずる外国の者を含む。)をいう。

五十八 プライム・ブローカレッジ業務 大規模な資金の運用を行う取引相手方(ファンドを含む。)との間で資金及び有価証券の貸借及び決済その他の取引を包括的に行う業務をいう。

五十九 クリアリング業務 為替取引に関する業務のうち、取引相手方に継続的に生じる債権及び債務を清算するために行うものをいう。

六十 カストディ業務 取引相手方が取引に用いる有価証券の保管及び管理並びにこれらに付随する業務を包括的に行う業務をいう。

六十一 キャッシュ・マネジメント業務 取引相手方の資金及び決済その他の財務に関する包括的な管理を行う業務をいう。

六十二 適格業務 銀行又は連結子法人等が取引相手方から独立して行う特定業務（前三号に規定する業務を総称したものをいい、第五十六号及び第五十八号に規定する業務を除く。以下この号において同じ。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 基準日から三十日を経過する日までの間において実際に行われるものであること。

ロ 当該特定業務の一部又は全部が、取引相手方にとって不可欠であること。

ハ 当該特定業務に係る契約に次に掲げるいずれかの事項が定められていること。

(1) 取引相手方が解約しようとする日の三十日前までにその旨を通知しなければならない旨

(2) 取引相手方が解約しようとする日の三十日前までにその旨を通知することなく解約しようとする

場合、契約の相手方が、多額の手数料、解約金その他解約に係る費用を支払わなければならない旨

六十三 オペレーショナル預金 専ら適格業務に関連して開設された預金口座に預け入れられた預金等（

ホールセール無担保資金調達に該当するものに限る。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

イ 適格業務を取引相手方が利用する結果として残高が維持されているものであること。

ロ 当該預金等に係る契約に基づき生じる預金利息その他の経済的利益を得ることのみを目的として預け入れられたものでないこと。

ハ ロの経済的利益を得ることのみを目的とした預金等の預入れを誘引するような内容が契約において定められていないこと。

六十四 マージン貸出 プライム・ブローカレッジ業務のうち、資金の借り手が借り入れた金銭を用いて購入する有価証券を資金の貸し手に担保として供するものをいう。

六十五 ショート・ポジション 自己資本比率告示第一条第五十六号に規定するショート・ポジションを

いう。

六十六 カバード・ショート・ポジション 銀行又は連結子法人等有価証券に係るショート・ポジションを充足するために当該有価証券をレポ形式の取引等又は無担保の借入によって調達している場合における当該ショート・ポジションを形成する取引及び当該レポ形式の取引等又は当該無担保の借入を総称したものをいう。

六十七 相対ネットイング契約 同一の取引相手方との間で締結している複数の契約のいずれかにおいて債務不履行又は解約が発生した場合に、当該契約の全てを相殺した上で決済を行うことを定めた契約をいう。

六十八 オリジネーター 自己資本比率告示第一条第六十八号に規定するオリジネーターをいう。

六十九 特別目的事業体 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社その他同条第二項に規定する資産の流動化に係る業務を行う事業体をいう。

七十 仕組金融商品 銀行又は連結子法人等の大規模な資金調達に用いられる金融商品であつて、カバード・ボンド及び資産証券化商品等その他の金銭消費貸借契約に比して複雑な構造を有していると認めら

れるものをいう。

七十一 ファシリテイ 銀行又は連結子法人等の取引相手方の意思表示により、当該取引相手方を借主として金銭消費貸借を成立させることができる権利を銀行又は連結子法人等が当該取引相手方に付与することを約した契約に基づき、当該取引相手方が当該権利を行使した場合に金銭を貸し付ける銀行又は連結子法人等の義務及び買取枠に基づく手形の買取りその他これに類するものをいう。

七十二 流動性ファシリテイ ファシリテイのうち、契約において定められた資金調達手段（短期資金の調達を主たる目的とするものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等の取引相手方が調達した資金の弁済が困難となる場合に備えて銀行又は連結子法人等から当該取引相手方に供与されたもの（基準日時点における当該資金調達手段に基づく当該取引相手方の資金調達額が、当該ファシリテイに基づき貸付けが行われる上限額を下回っている場合には、当該資金調達額に一致する部分に限る。）をいう。

七十三 与信ファシリテイ ファシリテイのうち、流動性ファシリテイに該当しないもの（銀行又は連結子法人等の取引相手方が運転資金等を調達することを目的としたりボルビング形式（契約において定められた極度額の限度内で、債務の残高が債務者の任意の判断で変動しうる形式をいう。第六十四条第二

項において同じ。)のものを含む。)をいう。

七十四 ファシリテイ未使用枠 ファシリテイに基づき取引相手方が銀行又は連結子法人等から信用供与を受けることのできる額の上限のうち、基準日において当該信用供与が行われておらず、かつ、基準日から三十日を経過する日までの間に取引相手方が当該信用供与を受けることができる部分(取引相手方が銀行又は連結子法人等を含む複数の金融機関等から信用供与を受けることができる場合には取引相手方との契約に基づき銀行又は連結子法人等が信用供与を行う部分に限り、当該ファシリテイが流動性ファシリテイに該当する場合には、当該流動性ファシリテイの契約で定められた資金調達手段に基づく取引相手方の資金調達額のうち弁済日が基準日から三十日を経過する日までの間に到来するものの額に一致する部分に限る。)をいう。

七十五 健全性監督対象の金融機関 自己資本比率告示又はこれと類似の基準が適用される金融機関等をいう。

第二章 連結流動性カバレッジ比率

(算式)

第二条 銀行法（以下「法」という。）第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点（自己資本比率告示第二条に規定する海外営業拠点をいう。第八条において同じ。）を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、連結流動性カバレッジ比率に関する基準は、次の算式により得られる比率について、百パーセント以上とする。

算入可能適格流動資産の合計額

＝
$$\frac{\text{算入可能適格流動資産の合計額}}{\text{連結流動性カバレッジ比率}}$$

＝
$$\frac{\text{算入可能適格流動資産の合計額}}{\text{連結流動性カバレッジ比率}}$$

（算入可能適格流動資産の合計額）

第三条 前条の算式における「算入可能適格流動資産の合計額」とは、第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号及び第五号に掲げる額の合計額を減じて得た額をいう。

- 一 銀行又は連結子法人等が保有する適格レベル1資産の時価に第九条第一項に定める適格資産算入可能率（適格流動資産の額に乗じる割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額の合計額
- 二 銀行又は連結子法人等が保有する適格レベル2 A資産の時価に第十条第一項に定める適格資産算入可

能率を乗じて得た額の合計額

三 銀行又は連結子法人等が保有する適格レベル2 B資産の時価に第十一条第一項各号に定める適格資産算入可能率を乗じて得た額の合計額

四 レベル2 B資産の十五パーセント上限に係る調整額

五 レベル2資産の四十パーセント上限に係る調整額

2 前項第四号に掲げる「レベル2 B資産の十五パーセント上限に係る調整額」とは、レベル2 B資産調整後残高から次に掲げる額のうちいずれか小さい額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう（次項第一号において同じ。）。

一 レベル1資産調整後残高とレベル2 A資産調整後残高の合計額に八十五分の十五を乗じて得た額

二 レベル1資産調整後残高に六十分の十五を乗じて得た額

3 第一項第五号に掲げる「レベル2資産の四十パーセント上限に係る調整額」とは、レベル2 A資産調整後残高及びレベル2 B資産調整後残高の合計額から次に掲げる額の合計額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）をいう。

- 一 レベル2 B資産の十五パーセント上限に係る調整額
- 二 レベル1資産調整後残高に三分の二を乗じて得た額
- 4 第二項及び前項第二号の「レベル1資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金調達（用いられる有価証券が流動資産に該当するものである取引に限る。以下この条において同じ。）のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第一号に掲げる額をいう。
- 5 第二項第一号及び第三項の「レベル2 A資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金調達のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第二号に掲げる額をいう。
- 6 第二項及び第三項の「レベル2 B資産調整後残高」とは、レポ形式の取引等及び中央銀行有担保資金調達のうち基準日から三十日を経過する日までの間に満期が到来するものにつき基準日に解消されたものとみなして計算された第一項第三号に掲げる額をいう。
- 7 銀行は、第四十六条第二項に定める計算（同項第一号に掲げる場合に係るものに限る。）を行っている

場合には、当該計算においてファシリティ未使用枠の額から差し引いている流動資産の担保掛目適用額（資産の時価に担保掛目を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を第一項第一号から第三号までに掲げる額及び前三項に規定する額に含めないものとする。

（純資金流出額）

第四条 第二条の算式における「純資金流出額」とは、資金流出額から資金流入額（当該額が資金流出額に七十五パーセントを乗じて得た額を上回る場合には、当該乗じて得た額）を控除して得た額とする。

（資金流出額）

第五条 前条の「資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等について第十八条の規定により算出する額とする。

（資金流入額）

第六条 第四条の「資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等について第六十一条の規定により算出する額とする。

（金額の換算に用いる外国為替相場）

第七条 第二条の算式における算入可能適格流動資産の合計額及び純資金流出額を計算する場合において、外国通貨をもつて金額を表示するものがあるときは、当該金額を基準日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した額を用いることとする。

第三章 単体流動性カバレッジ比率

第八条 前章、第五章及び第六章の規定は、法第十四条の二に規定する銀行がその経営の健全性を判断するための基準のうち、海外営業拠点を有する銀行がその流動性に係る健全性を判断するための基準であつて、単体流動性カバレッジ比率（次の算式により得られる比率をいう。）に関する基準について準用する。この場合において、これらの規定中「銀行又は連結子法人等」とあるのは、「銀行」と読み替えるものとする。

$$\text{単体流動性カバレッジ比率} = \frac{\text{算入可能適格流動資産の合計額}}{\text{純資金流出額}}$$

第四章 適格流動資産

第一節 流動資産の定義

(レベル1資産)

第九条 次に掲げる資産（以下「レベル1資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル1資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、百パーセントとする。

一 貨幣（外国のものを含む。）及び銀行券

二 中央銀行等への預け金であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの

イ 契約に基づき、銀行又は連結子法人等が払戻しをいつでも受けることができること。

ロ 当該預け金の額の範囲において、銀行又は連結子法人等が中央銀行等から期限の定めのある借入（借入を行った日の翌日を弁済日とするものについては、弁済日が自動的に更新されるものに限る。）

を行うことができること。

三 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体又は国際開発銀行が発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ 適用されるリスク・ウェイトが、零パーセントであること。

ハ 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期においても、市場での売却、レポ形式の取引等その他これらに準ずる手段で処分することにより必要な資金を調達すること（以下「現金化」という。）が可能であったこと。

四 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち、銀行の海外営業拠点等（銀行の連結子法人等又は支店であって、外国に所在するものをいう。以下同じ。）が所在する国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該国又は地域の通貨建てで発行及び調達したものであって、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ロ 過去の市場流動性ストレス期においても現金化が可能であったこと。

五 零パーセントを上回るリスク・ウェイトが適用される中央政府又は中央銀行等が発行する債券のうち

、我が国又は銀行の海外営業拠点等が所在する国若しくは地域の中央政府又は中央銀行等が域外通貨（当該国又は地域の通貨以外の通貨をいう。以下この号において同じ。）建てで発行及び調達したものであつて、前号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすもの。ただし、当該国又は地域の中央政府又は中央銀行等が当該域外通貨建てで発行及び調達したものの額の合計額が、銀行又は連結子法人等の当該国又は地域における業務に関して当該域外通貨について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回る場合には、適格流動資産の額は、当該純資金流出額に相当する部分に限る。

2 銀行は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

一 前項第三号ロからニまでに掲げる要件

二 前項第四号イ及びロに掲げる要件

（レベル2 A資産）

第十条 次に掲げる資産（レベル1資産を除く。以下「レベル2 A資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル2 A資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、八十五パーセントとする。

一 中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門又は国際開発銀行が発行又は元本の償還及び利息の支払について保証する債券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 債務者が金融機関等又はその子会社若しくは関連会社でないこと。

ロ 適用されるリスク・ウェイトが二十パーセント以下であること。

ハ 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

二 事業法人等（金融機関等の子会社又は関連会社を除く。次条第一項第三号及び第四号において同じ。

）が発行する社債若しくはコマースヤル・ペーパー又はカバード・ボンド（銀行又は銀行と密接な関係を有する者が発行するものを除く。以下この号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの

イ 社債又はコマースヤル・ペーパーである場合には、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 市場において一般に広く取引されている社債又はコマースヤル・ペーパーと同様の内容が定めら

れたものであって、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

(2) 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ロ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、第十二条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するものであること。

(2) 長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が第十二条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一に該当するものであること。

(3) 個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合であつて、銀行が内部格付手法採用行であるときには、内部格付手法において当該社債若しくはコマ―シヤル・ペ―パー又はカ―ド・ボンドに対して付与されているレ―ドが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4―1又は5―1に該当するエクスポ―ジヤ―に係るレ―ドに相当するものであること。

ハ 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

2 銀行は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

一 前項第一号口からニまでに掲げる要件

二 前項第二号口からニまでに掲げる要件

(レベル2B資産)

第十一条 次の各号に掲げる資産（レベル1資産及びレベル2A資産を除く。以下「レベル2B資産」という。）が第十四条の規定により適格レベル2B資産として取り扱われる場合の適格資産算入可能率は、当該各号に定める値とする。

一 住宅ローン担保証券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 七十五パーセント

イ 銀行又は銀行と密接な関係を有する者によつて発行されたものでないこと。

ロ 銀行又は銀行と密接な関係を有する者が原資産を構成する住宅ローン債権に係る当初の債権者ではないこと。

ハ 原資産が住宅ローン債権のみによって構成されており、資産証券化商品その他これに類するものを含まないこと。

ニ 原資産を構成する住宅ローン債権が、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 住宅ローン債権に係る抵当権の実行に際して、当該抵当権の目的である不動産の処分代金が住宅ローン債権の額を下回る場合、債務者が当該抵当権実行後の住宅ローン債権に係る債務の残額を弁済する義務を負うものであること。

(2) 住宅ローン担保証券の発行時において、住宅ローン債権に係るローン・トゥ・バリュー・レシオ（当該住宅ローン債権の額の抵当権の目的である不動産の価額に対する割合をいう。）の平均が八十パーセント以下であること。

ホ 発行された国又は地域において、リスク・リテンション（住宅ローン担保証券の発行者が、その発行後においても、原資産を構成する住宅ローン債権に係るリスクの一部を負担することをいう。）に

係る措置が採られていること。

へ 前条第一項第二号ロ(1)又は(2)に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

ト 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

チ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

ニ 中央政府又は中央銀行等が発行する債券であつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント

イ 適用されるリスク・ウェイトが五十パーセント以下であること。

ロ 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ハ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

三 事業法人等が発行する社債又はコマースヤル・ペーパーであつて、次に掲げる要件の全てを満たすもの 五十パーセント

イ 市場において一般に広く取引されている社債又はコマースヤル・ペーパーと同様の内容が定められたものであつて、公開された情報のみに基づき市場において標準的に用いられる手法により評価することが容易であること。

ロ 元本及び利息の支払について劣後的内容を有する特約が付されていないこと。

ハ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 長期個別格付又は債務者信用力格付が、次条第一項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(2) 長期個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合には、短期個別格付が次条第二項の規定により同項の表の格付区分のうち一又は二に該当するものであること。

(3) 個別格付及び債務者信用力格付のいずれもが付与されていない場合であつて、銀行が内部格付手法採用行であるときには、内部格付手法において当該社債又はコマースヤル・ペーパーに対して付与されているRODが、適格格付機関告示第三条第四号又は第五号に定める信用リスク区分のうち、それぞれ4-1、4-2若しくは4-3又は5-1若しくは5-2に該当するエクスポージャーに

係るPDに相当するものであること。

ニ 売買、レポ形式の取引等その他これに準ずる取引が広く活発に行われていると認められること。

ホ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が二十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が二十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

四 事業法人等の株式（外国法人が発行するものを含む。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たすものの五十パーセント

イ 取引所金融商品市場（金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）又は外国金融商品市場（同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場をいう。）において取引され、中央清算機関（同条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び外国の法令に準拠して設立された法人であつて、外国において金融商品債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。）を通じて決済されるものであること。

ロ 次の(1)から(3)までに掲げる株式の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める株価指数（特定の株式の価格に基づき算出される指数をいう。以下ロにおいて同じ。）の構成銘柄であること。

(1) 我が国の事業法人等の株式（円建てのものに限る。） 東証株価指数

(2) バーゼル銀行監督委員会の定める流動性カバレッジ比率の基準又はこれと類似の基準（第二十五条において「流動性カバレッジ比率の基準等」という。）を適用している国又は地域（当該基準において株式を流動資産又はこれと類似の区分に含める国又は地域に限る。）の事業法人等の株式（

(1)に掲げるものを除く。） 当該国又は地域の監督当局が当該基準において定めた株価指数

(3) 我が国及び(2)の国又は地域以外の国又は地域の事業法人等の株式 当該国又は地域において主要と一般的に認められる株価指数

ハ ロ(2)及び(3)に掲げる株式である場合には、ロ(2)及び(3)の国又は地域の通貨建てのものであり、かつ、銀行の海外営業拠点等が当該国又は地域に所在していること。

ニ 過去の市場流動性ストレス期において、時価が四十パーセントを超えて下落していないこと又は担保掛目が四十パーセント・ポイントを超えて下落していないこと。

2 銀行は、基準日から三十日前までの間のいずれかの日において次に掲げる要件を満たしていた資産については、基準日において当該要件を満たしているものとみなすことができる。

- 一 前項第一号へからちまでに掲げる要件
- 二 前項第二号イからハまでに掲げる要件
- 三 前項第三号ハからホまでに掲げる要件
- 四 前項第四号イ、ロ及びニに掲げる要件

(格付区分)

第十二条 長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分(適格格付機関告示第三条各号の表に定める信用リスク区分をいう。以下同じ。)が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

格付区分	長期個別格付又は債務者信用力格付に対応する信用リスク区分	4-1又は	6-1
一	4-1又は	6-1	
二	4-2又は	6-2	
二	4-3又は	6-3	
三	4-4又は	6-4	
四	4-5又は	6-5	

2 短期個別格付に対応する信用リスク区分が次の表の右欄に掲げるものであるときは、格付区分は、同表の左欄に掲げるものとする。

格付区分	短期個別格付に対応する信用リスク区分
一	5－1又は7－1
二	5－2又は7－2
三	5－3又は7－3
四	5－4又は7－4

(格付の使用基準の設定)

第十三条 銀行は、第十条第一項第二号ロ並びに第十一条第一項第一号へ及び第三号ハに係る要件に係る判断に当たり、適格格付機関の格付を使用するための基準を設けるものとする。

2 前項の基準は、流動資産の額を意図的に大きくすることを目的としないものとする。

3 銀行は、適格格付機関の格付を内部管理において用いている場合には、第一項の基準を当該内部管理に
おける使用方法と整合的なものとする。こととする。

4 銀行が標準的手法採用行である場合には、第一項の基準を、自己資本比率告示第五十条第一項の規定に
基づいて設ける基準と整合的なものとする。こととする。

5 第十条第一項第二号ロ(1)及び第十一条第一項第三号ハ(1)の長期個別格付又は債務者信用力格付並びに第
十条第一項第二号ロ(2)及び第十一条第一項第三号ハ(2)の短期個別格付が、二以上の適格格付機関により付
与されている場合には、銀行は、これらの格付に対応する前条第一項又は第二項の表の格付区分のうち最
も上位のものから数えて二番目のものに対応する格付を用いるものとする。ただし、当該最も上位のもの
が複数の格付に対応するものであるときは、当該複数の格付を用いるものとする。

第二節 運用上の要件

(運用上の要件)

第十四条 銀行は、第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率及び第八条に規定する単体流動性カバレッ
ジ比率の計算において、レベル1資産、レベル2 A資産又はレベル2 B資産のうち、この節に定める運用

上の要件の全てを満たすもの限り、それぞれ適格レベル1資産、適格レベル2 A資産又は適格レベル2 B資産として取り扱うものとする。

(自由処分性)

第十五条 運用上の要件のうち「自由処分性」とは、流動資産が第一号から第八号までに掲げる全ての要件又は第九号に掲げる要件を満たすことをいう。

一 担保又は差入資産として提供されておらず、かつ、信用補完（第三者の債務の履行が困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。）のために用いられていないこと。

二 基準日から三十日を経過する日までの間の一般管理費その他費用の支払に用いるために他の資産と区分して管理されているものでないこと。

三 銀行又は連結子法人等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達により取引相手方から受け入れたものである場合には、銀行又は連結子法人等がレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れておらず、かつ、現金化について法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。

四 銀行又は連結子法人等がデリバティブ取引等により取引相手方から担保として受け入れたものである場合には、他の資産と区分して管理されておらず、かつ、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達により第三者に譲渡し又は差入資産として差し入れることについて、法令又は契約その他に基づく制限が存在しないこと。

五 銀行又は連結子法人等が取引相手方から無担保で借り入れたものである場合には、基準日から三十日を経過する日までの間に返還を求める権利を当該取引相手方が有していないこと。

六 市場での売却以外の方法による現金化が困難である場合には、流動性ストレス時に行おうとする市場での売却が法令上制限されないこと。

七 流動性ストレス時の現金化及び当該現金化により取得した金銭を利用することが、銀行又は連結子法人等の事業戦略及びリスク管理の方針に反するものではないこと。

八 前各号に掲げるもののほか、銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に当該流動資産の現金化を制限する事由が存在しないこと。

九 中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いる

ために予め差し入れた資産であつて、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合には、担保として実際に用いられていない額以下の額である銀行が担保として用いられていないとみなす任意の資産）であること。

イ 中央銀行等

ロ 中央政府以外の公共部門

ハ 中央清算機関、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に定める資金清算機関をいう。）及び振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に定める振替機関をいう。）その他専ら資金及び有価証券の決済、振替又は清算を業として行う者

（管理の適正性）

第十六条 運用上の要件のうち「管理の適正性」とは、流動資産について次に掲げる要件をいう。

一 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 銀行又は連結子法人等において流動性の管理を行う部署（以下この条において「流動性管理部署」

という。)が、流動性ストレス時における現金化を目的として、他の資産と区分して管理していること。

ロ 流動性ストレス時において、流動性管理部署が、当該流動資産の現金化により取得した金銭を流動性の管理のために自由に利用することが随時できる体制を整備していること。

二 当該流動資産の現金化を随時に行うために必要な手続及びシステム（流動性管理部署が流動資産の現金化に必要な情報を収集する体制を含む。）が整備されていること。

三 流動性ストレス時において、同じ種類の資産の現金化に通常必要と考えられる期間内に流動性管理部署が当該流動資産を現金化することが可能であること。

四 前三号に掲げるもののほか、流動性管理部署が、現金化のために必要な権限及び能力を保持していること。

（自由移動性）

第十七条 運用上の要件のうち「自由移動性」とは、流動資産が第一号又は第二号に掲げる要件を満たすことをいう。

一 当該流動資産を銀行の海外営業拠点等又は国内に所在する支店若しくは連結子法人等（以下この条において「営業拠点等」という。）が保有している場合に、当該流動資産又は当該営業拠点等が当該流動資産の現金化により取得した金銭を銀行及び連結子法人等相互間又は銀行内で移動させること（当該流動資産が外国通貨建てである場合には、当該流動資産の現金化により取得する当該外国通貨建ての金銭について本邦通貨建ての金銭への両替を行うことを含む。）が、当該営業拠点等に適用される法令又は規制その他に照らし困難と認められないこと。

二 銀行の営業拠点等が保有する流動資産であつて、当該営業拠点等について第四条に定める方法に準じて算出した純資金流出額を上回らない部分に相当するものであること。

第五章 資金流出

第一節 資金流出額

第十八条 資金流出額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

- 一 リテール無担保資金調達に係る資金流出額
- 二 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

- 三 有担保資金調達等に係る資金流出額
- 四 デリバティブ取引等に係る資金流出額
- 五 資金調達プログラムに係る資金流出額
- 六 与信・流動性ファシリテイに係る資金流出額
- 七 資金提供義務に基づく資金流出額
- 八 偶発事象に係る資金流出額
- 九 その他資金流出額

第二節 リテール無担保資金調達に係る資金流出額

(リテール無担保資金調達に係る資金流出額)

第十九条 前条第一号に掲げる「リテール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、リテール無担保資金調達の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

(安定預金)

第二十条 リテール預金のうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであって、実効的な預金保険制度

により預金保護が行われる部分（第三項及び次条第一項において「安定預金」という。）の資金流出率は、五パーセントとする。

一 預金者等と銀行又は連結子法人等との間の継続的な取引関係により、預金等の払戻しを請求する蓋然性が低いと認められること。

二 預金者等が日常用いる預金口座に預け入れられたものであること。

2 前項の「実効的な預金保険制度」とは、預金保険制度のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう（次項、第二十七条第一号及び第二十九条第二項において同じ。）。

一 速やかに預金保護を行うことが可能であること。

二 預金保護の対象となる預金等の範囲が明確であること。

三 預金等の一部のみが預金保護の対象とされる場合においては、預金等の額にのみ基づいて預金保護の対象とされる上限額が決められるものであって、かつ、当該上限額以下の部分の全額につき預金保護の対象とされるものであること。

四 預金保護の対象となる預金等の預金者等にとって公知の制度であること。

3 第一項の規定にかかわらず、安定預金のうち、実効的な預金保険制度であつて次に掲げる要件の全てを満たすもの（預金保険法の規定に基づき預金保険機構が実施するものを含む。）により預金保護が行われる部分の資金流出率は、三パーセントとする。

一 対象となる金融機関等から預金保護に係る保険料を定期的に徴収することにより、預金保護のために必要な準備金その他これに類する金銭が積み立てられていること。

二 預金保護を行うに際して必要となる準備金その他これに類する金銭からの支払が多額である場合に、政府による保証及び政府からの借入その他当該金銭の支払に必要な資金を速やかに調達するための適切な方法が整備されていること。

三 預金保護が行われる場合に、当該預金保護の適用についての判断が行われた後七営業日以内に、預金者等がその預金等を利用することが可能であること。

四 預金保険制度が適用される国又は地域における過去の流動性ストレス期において、当該預金保険制度が適用される金融機関等について、その安定預金の総額のうち実際に払戻しを行った預金等の額の占める割合が三パーセントを下回ること。

(準安定預金)

第二十一条 リテール預金のうち安定預金に該当しないもの（次項において「準安定預金」という。）の資金流出率は、十パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、準安定預金のうち、次に掲げる預金等について、過去の流動性ストレス期に生じた資金流出の割合の実績が十パーセントを上回る場合には、当該資金流出の割合の実績に基づき、当該預金等ごとに十パーセントを上回る資金流出率を設定することとする。

一 外貨預金

二 銀行が流動性リスクの内部管理上で定める区分に対応する預金等（前号に掲げるものを除く。）

(リテール安定的定期預金に係る資金流出の特例)

第二十二条 前二条の規定にかかわらず、リテール安定的定期預金の資金流出率は、零パーセントとする。

(中小企業等預金)

第二十三条 中小企業等預金の資金流出率については、前三条の規定を準用する。この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「リテール預金」とあるのは「中小企業等預金」と、前条中「リテール

ル安定的定期預金」とあるのは「中小企業等安定的定期預金」と読み替えるものとする。

(リテール負債性有価証券)

第二十四条 リテール負債性有価証券の資金流出率については、第二十条及び第二十一条の規定を準用する。

この場合において、第二十条第一項及び第二十一条第一項中「リテール預金」とあるのは、「リテール負債性有価証券」と読み替えるものとする。

(海外営業拠点等におけるリテール無担保資金調達に係る特例)

第二十五条 銀行の海外営業拠点等が所在する国又は地域において流動性カバレッジ比率の基準等が適用されておらず、かつ、リテール無担保資金調達について当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率が前五条に定める資金流出率よりも大きい場合には、当該国又は地域におけるリテール無担保資金調達については、前五条の規定にかかわらず、当該流動性カバレッジ比率の基準等において定められた資金流出率を適用することとする。

第三節 ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額

(ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額)

第二十六条 第十八条第二号に掲げる「ホールセール無担保資金調達に係る資金流出額」とは、ホールセール無担保資金調達の額にこの節に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

(事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達)

第二十七条 事業法人等、中央政府、中央銀行等、国際開発銀行又は中央政府以外の公共部門からのホールセール無担保資金調達(負債性有価証券に該当するものを除く。)の資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 全額について実効的な預金保険制度により預金保護が行われる預金口座に預け入れられた預金等 二
十パーセント

二 前号に掲げるもの以外のもの 四十パーセント

(その他ホールセール無担保資金調達)

第二十八条 ホールセール無担保資金調達(負債性有価証券に該当するものを除く。)のうち前条に該当す

るもの以外のものの資金流出率は、百パーセントとする。

(適格オペレーショナル預金に係る特例)

第二十九条 前二条の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、銀行は、オペレーショナル預金のうち適格業務に必要であり、流動性ストレス時においても一定の残高が維持される蓋然性が極めて高いと合理的に認められる部分（以下この条において「適格オペレーショナル預金」という。）の額について、二十五パーセントの資金流出率を適用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、適格業務要件、オペレーショナル預金要件、定量的基準及び定性的基準に適合する場合には、適格オペレーショナル預金のうち、実効的な預金保険制度により預金保護が行われる部分の資金流出率については、第二十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「リテール預金」とあるのは、「第二十九条第一項に規定する適格オペレーショナル預金」と読み替えるものとする。

3 前二項の「適格業務要件」とは、第一条第六十二号イからハまでに掲げる全ての要件を満たすことをいう。

4 第一項及び第二項の「オペレーショナル預金要件」とは、第一条第六十三号イからハまでに掲げる全ての要件を満たすことをいう。

5 第一項及び第二項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 十分に細分化された預金データに基づき適格オペレーショナル預金の額を推定していること。

二 流動性ストレス時における引出しリスク（適格オペレーショナル預金の大部分が特定の少数の取引相手方によってのみ預け入れられていることに起因するリスクを含む。）を適切に勘案し、適格オペレーショナル預金の額を推定していること。

三 適格オペレーショナル預金の額を変動させる特定の要因を勘案して当該額を推定していること。

6 第一項及び第二項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 適格オペレーショナル預金の額の妥当性が、継続的に検証されること。

二 適格オペレーショナル預金の額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

三 適格オペレーショナル預金の額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行

われること。

(適用の継続)

第三十条 銀行が前条第一項及び第二項の資金流出率を適用する場合には、第十八条の資金流出額の計算において、継続的に前条第一項及び第二項の資金流出率を適用することとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、合理的な理由が存在する場合に限り、前条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行は、前条第三項から第六項までの基準を満たさなくなった場合には、同条第一項及び第二項の資金流出率の適用を中止することとする。

(負債性有価証券によるホールセール無担保資金調達)

第三十一条 ホールセール無担保資金調達のうち負債性有価証券に該当するものの資金流出率は、百パーセントとする。

第四節 有担保資金調達等に係る資金流出額

(有担保資金調達等に係る資金流出額)

第三十二条 第十八条第三号に掲げる「有担保資金調達等に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が現に行っているレポ形式の取引等（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限り、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているものを除く。次項において同じ。）又は中央銀行有担保資金調達（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するもの又は期限の定めのないもので基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められていないものに限る。次項において同じ。）において取引相手方から受け入れている金銭の額（未使用の担保及び借入枠を除く。）に次条に定める有担保資金調達等に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流出額を加えた額をいう。

2 前項の「担保交換に係る資金流出額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達のうち差入資産と受入資産が共に有価証券であるもの（第六十二条第二項において「担保交換」という。）について

、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一 銀行又は連結子法人等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達が行われるものとみなして、当該金銭の額に次条に定める有担保資金調達等に係る資金流出率を乗じて得た額

二 銀行又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方から金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達が行われるものとみなして、当該金銭の額に第六十三条第一項に定める有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額

（有担保資金調達等に係る資金流出率）

第三十三条 有担保資金調達等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金調達のうち、差入資産がレベル1資産であつて、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。） 零パーセン

ト

二 日本銀行との間で行われている中央銀行有担保資金調達のうち、差入資産が有価証券その他の資産であつて、受入資産が金銭であるもの 零パーセント

三 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金調達のうち、差入資産がレベル2 A資産であつて、受入資産が金銭であるもの（第七号に掲げるものを除く。） 十五パーセント

四 日本国政府、我が国の中央政府以外の公共部門（発行する債券のリスク・ウェイトが二十パーセント以下のものに限る。）又は国際開発銀行との間で行われているレポ形式の取引等のうち、差入資産が有価証券であつて、受入資産が金銭であるもの（第一号、前号又は第七号に掲げるものを除く。） 二十パーセント

五 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金調達のうち、差入資産がレベル2 B資産に該当する住宅ローン担保証券であつて、受入資産が金銭であるもの（前号又は第七号に掲げるものを除く。） 二十五パーセント

六 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金調達のうち、差入資産が住宅ローン担保証券以外のレベル2 B資産であつて、受入資産が金銭であるもの（第四号又は次号に掲げるものを除く。） 五十パーセント

七 レポ形式の取引等のうち、銀行又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のシヨート・ポジションを充足するために銀行又は連結子法人等が所有する有価証券を差し入れているもの 百パーセント

八 レポ形式の取引等又は外国中央銀行等との間で行われている中央銀行有担保資金調達のうち、差入資産が有価証券その他の資産であつて、受入資産が金銭であるもの（前各号に掲げるものを除く。） 百パーセント

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流出額
（デリバティブ取引等に係る資金流出額）

第三十四条 第十八条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流出額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額
- 二 デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額
- 三 格下げ等に伴う資金流出額
- 四 担保の価値変動に伴う資金流出額
- 五 超過受入担保に係る資金流出額
- 六 未提供担保に係る資金流出額
- 七 受入担保の差替えに伴う資金流出額
(デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額)

第三十五条 前条第一号に掲げる「デリバティブ取引等の契約に基づく資金流出額」とは、基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額に百分の十の資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流出額」とは、デリバティブ取引等の別（法的に有効な相対ネットティング契約に基づくデリバティブ取引等に

については、当該相対ネットイング契約の別)に、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該デリバティブ取引等の契約において定められた全ての金銭の支払(第四項第二号において「資金流出額」という。)から、基準日から三十日を経過する日までの間に発生すると予想される当該契約において定められた全ての金銭の受取(第四項第一号において「資金流入額」という。)を差し引いた額(次項において「純資金流出額」という。)のうち、零を超えるものの合計額をいう。

3 前項の計算において、前条第二号又は第四号に掲げる額の全部又は一部の額が純資金流出額に含まれる場合、当該全部又は一部の額を、純資金流出額から控除することができる。

4 第二項の計算において、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める計算を行うことができる。

一 銀行又は連結子法人等が取引相手方から流動資産を担保として受け入れており、かつ、当該流動資産が第十五条第四号に掲げる要件を満たす場合 資金流入額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算

二 銀行又は連結子法人等が取引相手方に流動資産を担保として差し入れている場合 資金流出額から当該流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算

(デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額)

第三十六条 第三十四条第二号に掲げる「デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価変動に伴う資金流出額」とは、時価変動時所要追加担保額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等(基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないものであって、時価の変動が著しいと認められるものに限る。次条第一項並びに第三十八条第二項及び第三項において同じ。)について、次に掲げる方法のいずれかに基づき算出される額をいう。

一 簡便法による時価変動時所要追加担保額

二 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額

(簡便法による時価変動時所要追加担保額)

第三十七条 前条第二項第一号に掲げる「簡便法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、基準日以前二十四月以内のうち、取引の別に担保又は受入資産の受取額から担保又は差入資産の受渡額を差し引いた額の絶対値の合計額が最大となる三十日間における当該

値を合計したものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、複数の取引が次の各号に掲げる要件のいずれかを満たす場合には、当該複数の取引を単一の取引とみなして簡便法による時価変動時所要追加担保額（同項に規定する簡便法による時価変動時所要追加担保額をいう。）を計算することができる。

一 担保又は受入資産として実際に授受されている資産が流動資産に該当するものに限られ、かつ、契約に基づいて受け入れた担保又は受入資産が第十五条第四号に掲げる要件を満たすものと見込まれること。

二 同一の法的に有効な相対ネットティング契約に基づくものであること。

（シナリオ法による時価変動時所要追加担保額）

第三十八条 銀行は、ストレシナリオの選定基準、定量的基準及び定性的基準に適合する場合にはシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いることができる。

2 第三十六条第二項第二号及び前項の「シナリオ法による時価変動時所要追加担保額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等において、ストレシナリオの選定基準により選定されたストレシナリオ（デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を説明する金融指標（金融商品取引法第二条

第二十五項に規定する金融指標をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）その他の指標の変動を表すシナリオをいう。第四項において同じ。）に基づき計算した担保又は差入資産の受渡額の合計額から担保又は受入資産の受入額の合計額を差し引いた額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう（第三項、第五項及び次条において同じ。）。

3 前二項の「ストレスシナリオの選定基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 過去の市場流動性ストレス期に観察又はそれに準じた合理的な方法によって入手した情報に基づくものであること。

二 過去の市場流動性ストレス期のうち、基準日のデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に係るシナリオ法による時価変動時所要追加担保額が最大となる三十日間の金融指標及びその他指標に基づくものであること。

三 デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を反映するために十分な金融指標その他指標が含まれていること。

4 第一項の「定量的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 ストレスシナリオに基づくデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の時価の変動を十分に反映していること。

二 ストレスシナリオに基づく時価の変動を十分に反映していないデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等に対しては、保守的な方法により計算が行われていること。

5 第一項の「定性的基準」とは、次に掲げるものをいう。

一 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の妥当性が、継続的に検証されること。

二 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

三 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法について原則として一年に一回以上の頻度で内部監査が行われること。

四 シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の推定方法が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

(使用の継続)

第三十九条 銀行がシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を用いる場合には、第十八条の資金流出額の計算において継続的にシナリオ法による時価変動時所要追加担保額を使用することとする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、合理的な理由が存在する場合に限り、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することができる。

3 第一項の規定にかかわらず、銀行は、前条第三項から第五項までの基準を満たさなくなった場合には、シナリオ法による時価変動時所要追加担保額の使用を中止することとする。

(格下げ等に伴う資金流出額)

第四十条 第三十四条第三号に掲げる「格下げ等に伴う資金流出額」とは、格下げ時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「格下げ時資金流出額」とは、ダウングレード・トリガー条項（格付機関が銀行又は連結子法人等の債務者信用力格付その他の基準を引き下げた場合又はそれに準ずる事象が発生した場合に、取引相手方に対する追加担保の差入れその他を行う義務を定めた条項をいう。以下この項において同じ。）が契約

に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等その他の取引について、債務者信用力格付の三段階の格下げその他のダウングレード・トリガー条項に定める基準の変動があった場合に、銀行又は連結子法人等が取引相手方に対して支払わなければならない金銭その他これに準ずるものの額（当該契約に基づき、追加担保の差入れが求められる場合又は受入担保に対する銀行又は連結子法人等の再担保権（担保として受け入れた資産を第三者に担保として差し入れる権利をいう。）が制限される場合における当該担保の額を含む。）の合計額をいう。

（担保の価値変動に伴う資金流出額）

第四十一条 第三十四条第四号に掲げる「担保の価値変動に伴う資金流出額」とは、担保価値変動時資金流出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「担保価値変動時資金流出額」とは、追加担保提供条項（デリバティブ取引等に関して取引相手方に差し入れた担保の価値が減少した場合に、取引相手方に対して当該減少分に相当する担保を追加で差し入れる義務を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等について、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いたものを取引相手方の別（分別管理された勘定に対して担保を差し入れ

ている取引については、契約に基づき相殺が可能な勘定の別）に合計した額で、零を下回らない額の合計額をいう。

一 基準日時点でデリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額から、基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている担保のうちレベル1資産に該当するものの担保掛目適用額及びレベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に八十パーセントを乗じて得た額を差し引いた額で、零を下回らない額

二 基準日時点でデリバティブ取引等の契約に基づき取引相手方から銀行又は連結子法人等に差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額から、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保のうちレベル1資産に該当するものの担保掛目適用額及びレベル1資産に該当しないものの担保掛目適用額に八十パーセントを乗じて得た額を差し引いた額で、零を下回らない額

（超過受入担保に係る資金流出額）

第四十二条 第三十四条第五号に掲げる「超過受入担保に係る資金流出額」とは、超過担保受入額に百パーセントの資金流出額を乗じて得た額をいう。

2 前項の「超過担保受入額」とは、基準日時点でデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方から受け入れている担保の担保掛目適用額から、銀行又は連結子法人等に対し基準日時点で取引相手方が差し入れることが義務づけられている部分に相当する額を差し引いた額で、零を下回らない額の合計額をいう。

(未提供担保に係る資金流出額)

第四十三条 第三十四条第六号に掲げる「未提供担保に係る資金流出額」とは、未提供担保の額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「未提供担保の額」とは、デリバティブ取引等及びレポ形式の取引等の契約に基づき取引相手方に対して差し入れることが定められている担保の担保掛目適用額のうち、銀行又は連結子法人等が基準日時点で取引相手方に対して実際に差し入れている部分に相当する額の合計額をいう。

(受入担保の差替えに伴う資金流出額)

第四十四条 第三十四条第七号に掲げる「受入担保の差替えに伴う資金流出額」とは、担保差替可能額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「担保差替可能額」とは、受入担保差替条項（取引相手方が、銀行又は連結子法人等の同意を得ることなく、銀行又は連結子法人等に対して担保として差し入れた資産を他の資産に差し替えることができる権利を定めた条項をいう。）が契約に付されたデリバティブ取引等及びレポ形式の取引等のうち、基準日時点で取引相手方から実際に受け入れている担保が次の表の上欄に掲げるものであって、かつ、差替えが可能である資産が同表の中欄に掲げるものであるものについて、当該担保の時価に同表の下欄に掲げる割合（複数の割合が該当する場合には、当該複数の割合のうち最も大きな割合とする。）を乗じて得た額の合計額をいう。

適格レベル1資産	レベル2A資産	十五パーセント
適格レベル1資産	レベル2B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	二十五パーセント

適格レベル1資産	レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	五十パーセント
適格レベル1資産	流動資産に該当しない資産	百パーセント
適格レベル2 A資産	レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	十パーセント
適格レベル2 A資産	レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	三十五パーセント

適格レベル2 A資産	流動資産に該当しない資産	八十五パーセント
適格レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	二十五パーセント
適格レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第一号に掲げるものに該当するもの	流動資産に該当しない資産	七十五パーセント
適格レベル2 B資産のうち、第十一条第一項第二号から第四号までに掲げるものに該当するもの	流動資産に該当しない資産	五十パーセント

第六節 資金調達プログラムに係る資金流出額

第四十五条 第十八条第五号に掲げる「資金調達プログラムに係る資金流出額」とは、資金調達プログラムに基づく支払予定額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「資金調達プログラムに基づく支払予定額」とは、銀行又は銀行と密接な関係を有する者がオリエンターである仕組金融商品又はこれらの者が発行する仕組金融商品から生じる金銭の支払のうち、次に定めるものの合計額をいう。

一 基準日から三十日を経過する日までの間に行われる元本及び利息の支払（負債性有価証券から生じるものを除く。）の合計額

二 銀行又は連結子法人等が、当該仕組金融商品に係る特別目的事業体に対し、当該仕組金融商品の原資産の買取り又は当該仕組金融商品に関連した資金の供与（ファシリテイに該当するものを除く。）を行うことが契約に定められている場合には、当該買取りが見込まれる額又は貸与すべき資金の額

第七節 与信・流動性ファシリティに係る資金流出額

(与信・流動性ファシリティに係る資金流出額)

第四十六条 第十八条第六号に掲げる「与信・流動性ファシリティに係る資金流出額」とは、与信ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額及び流動性ファシリティに係るファシリティ未使用枠の額に次条に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 銀行は、次の各号に掲げる場合に応じ、前項のファシリティ未使用枠の額から当該各号に規定する流動資産の担保掛目適用額を差し引く計算を行うことができる。

- 一 銀行又は連結子法人等がファシリティ未使用枠の担保として取引相手方から流動資産（当該取引相手方の発行する債券その他のその時価と当該取引相手方がファシリティに基づき信用供与を受ける可能性の間に過度の相関関係があると認められるものを除く。次号において同じ。）を受け入れており、かつ、基準日時点において実際に保有している場合
- 二 取引相手方がファシリティに基づき金銭を借り入れる場合に、当該取引相手方が銀行又は連結子法人等に対して流動資産を担保として差し入れる義務を負う場合

(ファシリテイ未使用枠に係る資金流出率)

第四十七条 前条第一項の与信ファシリテイに係るファシリテイ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 個人及び中小企業等 五パーセント

二 事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行 十パーセント

三 金融機関等 四十パーセント

四 前三号に掲げるもの以外の取引相手方 百パーセント

2 前条第一項の流動性ファシリテイに係るファシリテイ未使用枠の資金流出率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 個人及び中小企業等 五パーセント

二 事業法人等（中小企業等に該当する者を除く。）、中央政府、中央銀行等、中央政府以外の公共部門及び国際開発銀行 三十パーセント

三 健全性監督対象の金融機関等 四十パーセント

四 前三号に掲げるもの以外の取引相手方 百パーセント

3 前二項の規定にかかわらず、ファンド、特別目的事業体及び銀行又は連結子法人等の資金調達に用いられる事業体に対して供与されたファシリテイに係るファシリテイ未使用枠の資金流出率は、百パーセントとする。

第八節 資金提供義務に基づく資金流出額

第四十八条 第十八条第七号に掲げる「資金提供義務に基づく資金流出額」とは、資金提供義務に基づく所要貸出額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「資金提供義務に基づく所要貸出額」とは、次に定める額をいう。

- 一 銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等との間の契約に基づき当該金融機関等に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額
- 二 銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に、金融機関等以外の者との間の契約に基づき当該者に対して貸し付ける義務を負う金銭の額（前各節に定めるものを除く。）の合計額か

ら、当該者から受け入れる金銭の額の合計額に五十パーセントを乗じて得た額の合計額を減じた額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）

第九節 偶発事象に係る資金流出額

（偶発事象に係る資金流出額）

第四十九条 第十八条第八号に掲げる「偶発事象に係る資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

- 一 流動性ストレス時に取消可能なファシリテイに係る資金流出額
- 二 信用保証に係る偶発的な資金流出額
- 三 顧客のショート・ポジションに係る資金流出額
- 四 その他偶発事象に係る資金流出額

（流動性ストレス時に取消可能なファシリテイに係る資金流出額）

第五十条 前条第一号に掲げる「流動性ストレス時に取消可能なファシリテイに係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行うファシリテイ（流動性ストレス時に銀行又は連結子法人等が取消可能なものに限る。）のうち、次の各号に掲げるものに係るファシリテイ未使用枠の額に、当該各号に定

める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一 取引相手方が信用供与を受ける際に銀行又は連結子法人等に対する事前の通知が必要なもの 零パーセント

二 前号に掲げるもの以外のもの 三パーセント

2 前項の規定にかかわらず、銀行は、前項第一号に掲げるものについて、過去の流動性ストレス期における資金流出の割合の実績が同号に定める値を上回る場合には、当該実績に基づき、同号に定める値を上回る資金流出率を設定することとする。

(信用保証に係る偶発的な資金流出額)

第五十一条 第四十九条第二号に掲げる「信用保証に係る偶発的な資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が契約に基づき行う信用保証(自己資本比率告示第七十八条第一項の表二十の項に規定する短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務、同表五十の項に規定する特定の取引に係る偶発債務及び同表百の項に規定する信用供与に直接的に代替する偶発債務(一般的な債務の保証に該当するものに限る。)をいう。)に相当するものの額の合計額に二パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(顧客のショート・ポジションに係る資金流出額)

第五十二条 第四十九条第三号に掲げる「顧客のショート・ポジションに係る資金流出額」とは、取引相手方から担保又は受入資産として受け入れた有価証券(流動資産に該当する有価証券を除く。)を、銀行又は連結子法人等が行うプライム・ブローカレッジ業務の相手方のショート・ポジションを充足するためにレポ形式の取引等に基づいて差し入れている場合に、当該レポ形式の取引等に基づいて受け入れた金銭の額の合計額に五十パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(その他偶発事象に係る資金流出額)

第五十三条 第四十九条第四号に掲げる「その他偶発事象に係る資金流出額」とは、偶発的な金銭その他の支払(前三条に定めるもの以外のものに限る。次項において「その他主要な偶発事象」という。)であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じると見込まれるものの額(次項において「個別偶発事象に係る資金流出額」という。)の合計額をいう。

2 銀行は、その他主要な偶発事象に係る資金流出額の計算において、銀行の流動性に係るリスクの管理における区分を踏まえ、その他主要な偶発事象の分類毎に個別偶発事象に係る資金流出額を設定することと

する。

第十節 その他資金流出額

(その他資金流出額)

第五十四条 第十八条第九号に掲げる「その他資金流出額」とは、次に掲げるものの合計額をいう。

- 一 約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額
 - 二 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額
 - 三 金利及び手数料等の支払に係る資金流出額
 - 四 無担保の有価証券借入に係る資金流出額
 - 五 配当の支払に係る資金流出額
 - 六 その他契約に基づく資金流出額
- (約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額)

第五十五条 前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出額」とは、基準日時点において銀行又は連結子法人等が契約を締結しており、かつ、受渡しが完了していない有価証券の購入(基準日

から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。)に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に支払を行う金銭の額に、約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の約定未受渡の有価証券購入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 流動資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。）の購入 零パーセント
- 二 有価証券の購入（前号に掲げるものを除く。） 百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額）

第五十六条 第五十四条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出額」とは、基準日時点において銀行又は連結子法人等が契約を締結しており、かつ、受渡しを完了していないレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達（基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に差し入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率を乗じて得た

額の合計額をいう。

2 前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流出率は、次の各号に掲げる受入資産の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 レベル1資産 零パーセント
- 二 レベル2 A資産 十五パーセント
- 三 レベル2 B資産に該当する住宅ローン担保証券 二十五パーセント
- 四 レベル2 B資産（前号に掲げるものを除く。） 五十パーセント
- 五 有価証券その他の資産（前各号に掲げるものを除く。） 百パーセント
（金利及び手数料等の支払に係る資金流出額）

第五十七条 第五十四条第三号に掲げる「金利及び手数料等の支払に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が行っている取引から発生する金利及び手数料又はこれらに準ずる金銭その他の支払であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に、次の各号に掲げる支払の区分に応じ、当該各号に定める資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

一 リテール預金、中小企業等預金、リテール負債性有価証券及びホールセール無担保資金調達等のうち預金等に係るもの 第二節及び第三節に定める当該預金等又は負債性有価証券に係る資金流出率

二 前号に掲げるもの以外のもの 百パーセント

(無担保の有価証券借入に係る資金流出額)

第五十八条 第五十四条第四号に掲げる「無担保の有価証券借入に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等が無担保で借り入れている有価証券のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に決済期が到来するものの額に、無担保の有価証券借入に係る資金流出率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の無担保の有価証券借入に係る資金流出率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているもの 百パーセント

二 前号に掲げるもの以外のもの 零パーセント

(配当の支払に係る資金流出額)

第五十九条 第五十四条第五号に掲げる「配当の支払に係る資金流出額」とは、銀行又は連結子法人等によ

る配当又はこれに準ずる金銭その他の支払であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に生じるものの額の合計額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額をいう。

(その他契約に基づく資金流出額)

第六十条 第五十四条第六号に掲げる「その他契約に基づく資金流出額」とは、契約に基づく金銭その他の支払であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもののうち、銀行のリスク管理上重要なもの(次項において「その他契約に基づく主要な資金流出項目」という。)の額の合計額に百パーセントの資金流出率を乗じて得た額(第十八条第一号から第八号まで及び第五十四条第一号から第五号までに掲げるものに係るものを除く。)をいう。

2 銀行は、銀行の流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流出項目を設定することとする。

第六章 資金流入

第一節 資金流入額

第六十一条 資金流入額は、次に掲げる額を合計することにより算出する。

一 有担保資金運用等に係る資金流入額

二 貸付金等の回収に係る資金流入額

三 有価証券償還に係る資金流入額

四 デリバティブ取引等に係る資金流入額

五 その他資金流入額

第二節 有担保資金運用等に係る資金流入額

(有担保資金運用等に係る資金流入額)

第六十二条 前条第一号に掲げる「有担保資金運用等に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が現に行っているレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達（いずれも基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来するものに限る。次項において同じ。）において取引相手方に差し入れている金銭の額（未使用の担保及び借入枠を除く。）に次条第一項及び第二項に規定する有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額に担保交換に係る資金流入額を加えた額をいう。

2 前項の「担保交換に係る資金流入額」とは、レポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達のうち担保

交換に該当するものについて、それぞれの取引について第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じて得た額（当該額が零を下回る場合は、零とする。）の合計額をいう。

一 銀行又は連結子法人等が取引相手方から有価証券を受け入れ、当該取引相手方に金銭を差し入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達が行われるものとみなして、当該金銭の額に次条第一項の有担保資金運用等に係る資金流入率を乗じて得た額

二 銀行又は連結子法人等が取引相手方に有価証券を差し入れ、当該取引相手方から金銭を受け入れるレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達が行われるものとみなして、当該金銭の額に第三十三条の有担保資金調達等に係る資金流出率を乗じて得た額

（有担保資金運用等に係る資金流入率）

第六十三条 有担保資金運用等に係る資金流入率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 受入資産がレベル1資産であるもの 零パーセント
- 二 受入資産がレベル2A資産であるもの 十五パーセント

三 受入資産がレベル2 B資産に該当する住宅ローン担保証券であるもの 二十五パーセント

四 受入資産がレベル2 B資産（前号の規定に該当するものを除く。）であるもの 五十パーセント

五 受入資産が有価証券その他の資産（前各号の規定に該当するものを除く。）であるもの（次号に掲げるものを除く。） 百パーセント

六 適格流動資産以外の資産を担保とするマージン貸出に該当するもの 五十パーセント

2 前項の規定にかかわらず、カバード・ショート・ポジションにおいて用いられているレポ形式の取引等に係る資金流入率は、零パーセントとする。

第三節 貸付金等の回収に係る資金流入額

（貸付金等の回収に係る資金流入額）

第六十四条 第六十一条第二号に掲げる「貸付金等の回収に係る資金流入額」とは、貸付金等回収額に貸付金等回収額に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の「貸付金等回収額」とは、銀行又は連結子法人等の取引相手方に対する貸付金債権（全額が弁済される見込みが十分に高いと認められるものに限り、リボルビング形式のもの及び弁済日が定められてい

ないものを除く。)の元本の額及び取引相手方に対する預け金(第九条第一項第二号に掲げるもの及び当該取引相手方にとってオペレーショナル預金に相当するものを除く。)の額のうち、当該取引相手方が契約に基づき基準日から三十日を経過する日までの間に弁済することが義務づけられている部分の額をいう。
(貸付金等回収額に係る資金流入率)

第六十五条 前条第一項の貸付金等回収額に係る資金流入率は、次の各号に掲げる取引相手方の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 中央銀行等又は金融機関等 百パーセント
- 二 前号に掲げる取引相手方以外の者 五十パーセント

第四節 有価証券償還に係る資金流入額

第六十六条 第六十一条第三号に掲げる「有価証券償還に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が保有する有価証券の償還金額のうち、その契約に従い基準日から三十日を経過する日までの間に取引相手方が弁済することが義務づけられている部分の額に、有価証券償還に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の有価証券償還に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 適格流動資産 零パーセント

二 前号に掲げるもの以外の有価証券 百パーセント

第五節 デリバティブ取引等に係る資金流入額

第六十七条 第六十一条第四号に掲げる「デリバティブ取引等に係る資金流入額」とは、基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額をいう。

2 前項の「基準日から三十日を経過する日までの間にデリバティブ取引等の契約から予想される資金流入額」とは、デリバティブ取引等の別に第三十五条第二項から第四項までの規定により計算した額のうち、零を超えないものの額の絶対値の合計額をいう。

第六節 その他資金流入額

(その他資金流入額)

第六十八条 第六十一条第五号に掲げる「その他資金流入額」とは、次に掲げる額の合計額をいう。

- 一 約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額
 - 二 約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額
 - 三 金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額
 - 四 無担保の有価証券貸出に係る資金流入額
 - 五 その他契約に基づく資金流入額
- (約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額)

第六十九条 前条第一号に掲げる「約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入額」とは、基準日時点において銀行又は連結子法人等が契約を締結しており、かつ、受渡しが完了していない有価証券の売却(基準日から三十日を経過する日までの間において受渡しが完了するものに限る。)に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、約定未受渡の有価証券売却に係

る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の約定未受渡の有価証券売却に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 適格流動資産 零パーセント

二 有価証券（前号に掲げるものを除く。） 百パーセント

（約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額）

第七十条 第六十八条第二号に掲げる「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入額」とは、基準日時点において銀行又は連結子法人等が契約を締結しており、かつ、受渡しが完了していないレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達（それぞれ基準日から三十日を経過する日までの間に弁済期が到来しないことが契約において定められているものに限る。）に基づいて銀行又は連結子法人等が基準日から三十日を経過する日までの間に受け入れる金銭の額に、約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率は、次の各号に掲げる差入資産の区分に応じ、

当該各号に定める値とする。

- 一 レベル1資産 零パーセント
- 二 レベル2 A資産 十五パーセント
- 三 レベル2 B資産に該当する住宅ローン担保証券 二十五パーセント
- 四 レベル2 B資産（前号に該当するものを除く。） 五十パーセント
- 五 有価証券その他の資産 百パーセント

3 前項の規定にかかわらず、第一項のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達であつて、第三十二条第一項のレポ形式の取引等又は中央銀行有担保資金調達の再契約に相当するものの資金流入率については、第三十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「有担保資金調達等に係る資金流出率」とあるのは「約定未受渡のレポ形式の取引等に係る資金流入率」と、「行われている」とあるのは「契約を締結している」と読み替えるものとする。

（金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額）

第七十一条 第六十八条第三号に掲げる「金利、配当及び手数料等の受取に係る資金流入額」とは、銀行又

は連結子法人等が行っている取引から発生する金利、配当及び手数料その他これらに準ずる金銭その他の受取であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するものの額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

（無担保の有価証券貸出に係る資金流入額）

第七十二条 第六十八条第四号に掲げる「無担保の有価証券貸出に係る資金流入額」とは、銀行又は連結子法人等が無担保で行っている有価証券の貸出のうち、基準日から三十日を経過する日までの間に決済期が到来するものの時価に無担保の有価証券貸出に係る資金流入率を乗じて得た額の合計額をいう。

2 前項の無担保の有価証券貸出に係る資金流入率は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

- 一 レベル1資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。） 百パーセント
- 二 レベル2A資産（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。） 八十五パーセント
- 三 レベル2B資産に該当する住宅ローン担保証券（受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれる

ものに限る。) 七十五パーセント

四 レベル2B資産(前号に掲げるものを除き、受渡し完了後に運用上の要件を満たすと見込まれるものに限る。) 五十パーセント

五 前各号に掲げるもの以外の有価証券 零パーセント

(その他契約に基づく資金流入額)

第七十三条 第六十八条第五号に掲げる「その他契約に基づく資金流入額」とは、契約に基づく金銭その他の受取であつて、基準日から三十日を経過する日までの間に発生するもののうち、銀行の流動性リスクの管理上重要なもの(次項及び第三項において「その他契約に基づく主要な資金流入項目」という。)の額の合計額に百パーセントの資金流入率を乗じて得た額(第六十一条第一号から第四号まで及び第六十八条第一号から第四号までに掲げるものに係るものを除く。)をいう。

2 銀行は、銀行の流動性リスクの管理上の重要性を踏まえ、その他契約に基づく主要な資金流入項目を設定することとする。

3 前項の規定にかかわらず、銀行は、次に掲げるものをその他契約に基づく主要な資金流入項目に含めな

いものとする。

一 取引相手方に対する預け金のうち、当該取引相手方にとってオペレーショナル預金に相当するものから生じる金銭その他の受取

二 銀行又は連結子法人等が保有するファシリテイに基づいて引き出すことが可能な金銭

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十七年三月三十一日から適用する。

(最低水準に係る経過措置)

第二条 第二条（第八条において読み替えて準用する場合を含む。）中「百パーセント」とあるのは、平成二十七年三月三十一日から同年十二月三十一日までの間は、「六十パーセント」とし、平成二十八年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「七十パーセント」とし、平成二十九年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「八十パーセント」とし、平成三十年一月一日から同年十二月三十一日までの間は、「九十パーセント」とする。